

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
規	則	
○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則.....	(人事課)	1
規	則	
支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道規則第94号		
支庁長事務委任規則の一部を改正する規則		
支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。		
総合企画部の項中「総合企画部」を「企画振興部」に改め、同項2の事項中(9)を(11)とし、 同事項(8)の次に同事項(9)及び(10)として次のように加える。		
(9) 同法第286条第2項の規定による一部事務組合の規約の変更の届出の受理に関するこ と。ただし、2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。		
(10) 同法第288条の規定による一部事務組合の解散の届出の受理に関すること。ただし、 2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。		
保健福祉部の項1の事項を次のように改める。		
1 削除		
保健福祉部の項9の事項から11の事項までを次のように改める。		
9から11まで 削除		
保健福祉部の項14の事項を次のように改める。		
14 予防接種法（昭和23年法律第68号）第22条第2項の規定による費用の負担に関すること。 保健福祉部の項に次の2事項を加える。		
15 老人保健法（昭和57年法律第80号）第50条の規定による費用の負担に関すること。		
16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 60条の規定による費用の補助に関すること。		
農政部の項19の事項及び20の事項を次のように改める。		
19及び20 削除		

農政部の項27の事項中「公団営農用地整備事業等負担金等徴収条例」を「機構営農用地整備事業等負担金等徴収条例」に改め、同項32の事項中「緑資源公団法（昭和31年法律第85号）附則第13条第2項」を「独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第2項」に改める。

水産林務部の項3の事項(12)中「まで」の次に「又は第22条の11第1項第3号及び第4号」を加える。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

